

別表第2 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100円	110円
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250円	230円
D階層	A階層、 B階層及 びC階層 を除き当 該年度分 の市町村 民税の課 税世帯で あって、 その市町 村民税所 得割の額 の区分が	所得割の年額3,000円以下 3,001円～5,800円 5,801円～8,700円 8,701円～13,000円 13,001円～17,400円 17,401円～22,400円 22,401円～28,200円 28,201円～58,400円 58,401円～75,000円 75,001円～96,600円 96,601円～121,800円 121,801円～175,500円	D1階層 D2階層 D3階層 D4階層 D5階層 D6階層 D7階層 D8階層 D9階層 D10階層 D11階層 D12階層	2,900円 3,450円 3,800円 4,250円 4,700円 5,500円 6,250円 8,100円 9,350円 11,550円 13,750円 17,850円	290円 350円 380円 430円 470円 550円 630円 810円 940円 1,160円 1,380円 1,790円

次の区分 に該当す る世帯	175,501円～221,100円	D 1 3 階層	22,000円	2,200円
	221,101円～380,800円	D 1 4 階層	26,150円	2,620円
	380,801円～549,000円	D 1 5 階層	40,350円	4,040円
	549,001円～579,000円	D 1 6 階層	42,500円	4,250円
	579,001円～700,900円	D 1 7 階層	51,450円	5,150円
	700,901円～849,000円	D 1 8 階層	61,250円	6,130円
	849,001円～1,041,000円	D 1 9 階層	71,900円	7,190円
	1,041,001円以上	D 2 0 階層	全額	左の徴収 基準月額 の 10 %。ただ し、その 額が 8,560円 に満たな い場合 は、 8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時にこの表の徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 徴収月額として算定した額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため別の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上別の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第 877 条に規定する直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いはしないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律 175 号）の規定及び平成 30 年 8 月 30 日健発 0830 第 7 号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単独世帯を含む。）に対する生活保護費の額並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国

した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。生活保護費については生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とするものとする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

3 この表において「全額」とは、当該児童の措置に要した費用をいう。ただし、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度の所得を比較して著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができる。

5 その他

要綱上に定めのない事項については、平成 29 年 5 月 30 日健発 0530 第 12 号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」別添 2 を準用することとする。